

# 青森県報

第二千五百九十三号

平成十八年  
二月二十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経理課) ……一

### 告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境政策課) ……二

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(同) ……二

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営課) ……三

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……三

家畜伝染病の発生……………(同) ……四

漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……四

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(同) ……五

宅地建物取引業法による聴聞……………(建築住宅課) ……五

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地方農林水産事務所) ……五

### 公 告

建設業者の許可の取消……………(青森県土整備事務所) ……六

……………(同) ……六

……………(同) ……六

……………(同) ……六

……………(八戸県土整備事務所) ……七

……………(同) ……七

……………(十和田県土整備事務所) ……七

……………(同) ……七

## 出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(三戸県地方事務所) ……八

土地改良区の役員の就任及び退任……………(西宮北水地事務所) ……九

土地改良区の役員の住所変更……………(同) ……一〇

土地改良事業の工事の完了……………(中津南水地事務所) ……一〇

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三号

#### 青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記第二の第四十条第三項中「第87条第1項」を「第94条第1項」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

別記第二の第四十四条の二第一号及び第二号を次のように改める。

- (1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

別記第二の第四十四条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

(3) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第66条第4項の規定による議決を畑ナ、当該議決が確定したとき（次項に該当する場合を除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第二の第四十条第三項の改正規定は、平成十八年三月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

有限会社ループ

2 住所

三沢市桜町三丁目一〇番三三号

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 孝安

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番一四三五、一〇一番一三六六

三 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、粗大ごみ

五 申請年月日

平成十八年二月八日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成十八年二月二十日から同年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年四月三日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称  
有限会社ループ

2 住所

三沢市桜町三丁目一〇番二二号

3 代表者の氏名

取締役 田嶋 孝安

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三沢市大字三沢字戸崎一〇一番一四三五、一〇一番一三六六

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、廃油、動植物性残さ、汚泥（これらについては感染性廃棄物及び自動車等破砕物を含む。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらについては、感染性廃棄物及び自動車等破砕物に限る。）

五 申請年月日

平成十八年二月八日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

三沢市民生部ごみゼロ推進課

2 期間

平成十八年二月二十日から同年三月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の

保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年四月三日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第百十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表下前区域の項を次のように改める。

下前区域	下前漁業協同組合の地区
1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてめばる刺網漁業
2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

青森県告示第百十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第五十六条第一項の規定により平成十八年一月十三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 水分 %
北日本くみあい飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木 海岸24の7	同 左	くみあい配合飼料 ニュー フクチイラ74	18.1	15.4	4.0	0.88	0.68	4.2	5.3			74.0		13.7		
		くみあい配合飼料 ニュー フクチイラB	18.1	16.9	4.3	0.69	0.45	3.2	4.2			78.0		13.6		
		くみあい配合飼料 たまご 工房	17.12	18.2	5.9	3.92	0.60	3.3	12.3				2,800		12.5	
		くみあい標準配合飼料 八 戸パローチツクF B I後期 M	17.12	16.5	3.1	0.82	0.66	3.4	4.9				2,800		14.1	
		くみあい配合飼料 ニュー フクチイラA	17.12	20.2	5.6	0.77	0.64	2.1	5.0			81.1		12.5		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者の疑い別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	上北郡横浜町	平成 一六・二・六

青森県告示第百十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十八年四月三日から同月十四日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 外ヶ浜 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二七番地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四六一番地五 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八番地三 前 田 廣 臣 宮 本 勉 小 川 光 幸	期 間 平成十八年二月二十日から同年三月六日まで 場 所 外ヶ浜漁業協同組合

青森県告示第百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三

項の規定により公示する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者	聴 聞 期 日	聴 聞 場 所
八戸市大字新井田字鷹清水一の一 有限会社北商	平成十八年三月二十二日 午後三時	青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟七階B会議室

青森県告示第百二十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 佐井 下北郡佐井村大字佐井字糠森二二四番地一 下北郡佐井村大字佐井字糠森九六番地五 下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四番地 横 浜 松 雄 松 谷 勇 助 津 田 勝 良	期 間 平成十八年二月二十日から同年三月六日まで 場 所 佐井村漁業協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 太田住建
- 二 氏名 太田 誠
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字岡田一〇の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一〇二号
- 五 取消年月日 平成十八年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社横山塗装
- 二 代表者の氏名 横山 功

- 三 主たる営業所の所在地 青森市中佃三丁目一二の六
- 四 許可番号 青森県知事認可（般 一三）第一五六四三号
- 五 取消年月日 平成十八年二月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年十一月十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社総合建築かさい
- 二 代表者の氏名 葛西 裕治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字林本六五の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第二〇〇九四号
- 五 取消年月日 平成十八年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工、屋根、タイル・レンガ・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社横山塗装
- 二 代表者の氏名 横山 功



平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 日扇総発株式会社
- 二 代表者の氏名 永田 源藏
- 三 主たる営業所の所在地 青森市青柳二丁目八の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第四六五四号
- 五 取消年月日 平成十八年二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、建築、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内  
装仕上工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年九月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したこ  
とが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規  
定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三久工業
- 二 代表者の氏名 溝江 博史
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市北白山台四丁目一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一二六六八号
- 五 取消年月日 平成十八年二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、ほ装、しゅんせつ、  
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により  
確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社創和不動産
- 二 代表者の氏名 船見 静雄
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町三丁目八の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一五六九六号
- 五 取消年月日 平成十八年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工、建築、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年十二月二十九日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散し  
たことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号  
の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十八年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 相沢板金工業
- 二 氏名 相沢 徳治
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南町一丁目三一の二七九五

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一六一三六号
- 五 取消年月日 平成十八年二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員住所変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、福土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	夏坂 政雄	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字観音平二六 の新住所 三戸郡南部町大字苦米地字観音平二六の一	平成一八・一
"	高橋 房人	旧住所 三戸郡福地村大字小泉字上館野九 の新住所 三戸郡南部町大字小泉字上館野九	"
"	夏堀 敏	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字大在家五の の新住所	"

"	庭田 正男	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字明戸一八 の新住所 三戸郡南部町大字苦米地字明戸一八	"
"	川井 祐一	旧住所 三戸郡福地村大字福田字町中九 の新住所 三戸郡南部町大字福田字町中九	"
"	藤田 博康	旧住所 三戸郡福地村大字福田字町中一四 の新住所 三戸郡南部町大字福田字町中一四	"
"	久保田泰三	旧住所 三戸郡名川町大字森越字町小路一三 の新住所 三戸郡南部町大字森越字町小路一三	"
"	川井 健雄	旧住所 三戸郡福地村大字福田字西久根四三の の新住所 三戸郡南部町大字福田字西久根四三の一	"
"	庭田 正人	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字後小路六 の新住所 三戸郡南部町大字苦米地字後小路六	"
"	島守 正	旧住所 三戸郡福地村大字高橋字鳥居後一八の の新住所 三戸郡南部町大字高橋字鳥居後一八の一	"
"	庭田 英世	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字後小路一 の新住所 三戸郡南部町大字苦米地字後小路一一	"
"	夏堀 徹	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字白山堂二四 の新住所 三戸郡南部町大字苦米地字白山堂二四の一〇	"



夏坂嘉太郎	高橋 勝敏	夏堀 文雄	監 事 川守田 亮	源波 宮治	八木田 実	滝田 彦作	夏堀 義雄
旧住所 三戸郡南部町大字福田字山道一五 新住所 三戸郡南部町大字福田字山道一五	旧住所 三戸郡福地村大字高橋字中道二二 新住所 三戸郡南部町大字高橋字中道二二	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字下宿一七 新住所 三戸郡南部町大字苦米地字下宿一七	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字明戸二二 新住所 三戸郡南部町大字苦米地字明戸二二	旧住所 三戸郡福地村大字福田字館先一九の一 新住所 三戸郡南部町大字福田字館先一九の一	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字沼廻八二 新住所 三戸郡南部町大字苦米地字沼廻八二	旧住所 三戸郡福地村大字片岸字片岸四二 新住所 三戸郡南部町大字片岸字片岸四二	旧住所 三戸郡福地村大字苦米地字町中二六 新住所 三戸郡南部町大字苦米地字町中二六
"	"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年二月二十日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	平成 一六・一〇就任
監事	八木橋恵一	" 字相原一一	"
"	千葉 浩司	大字境字宮内一一七	"
"	藤田 清英	大字鶴田字早瀬一九九の	"
理事	北谷 丑信	大字鶴田字生松一三一の	一六・一九退任
"	工藤 國治	大字山道字押眠八二の二	"
"	奈良 爲井	大字胡桃館字蓮沼九六の	"
"	坂本 栄一	大字鶴田字大泉七〇の一	"
"	一戸 辰美	大字中野字種元二二	"
"	工藤 彰一	大字菖蒲川字笹森三〇の	"
"	相馬 秀則	大字大巻字川瀬一一五の	"
"	齋藤 博文	大字鶴田字相原二七九の	"
"	神成 榮	大字大性字一本柳九三	"
"	三浦 勉	大字山道字小泉一二五の	"

